

メール送付のみ

事務連絡
令和4年11月24日

都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
専務理事 松崎 宏則

消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知等について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和5年10月1日に開始されます。令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」となるための原則的な期限は、令和5年3月末になっております。

インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手はインボイスの交付を行うためには「インボイス発行事業者」の登録申請が必要になります。

今般、国土交通省より本制度の周知について、別添のとおり案内がございました。

つきましては、貴協会において、本制度の周知にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上

◇本件お問い合わせ先

公益社団法人全日本トラック協会 企画部
電話：03-3354-1037 FAX：03-3354-1019